

第二回國會

興行場法

厚生省公衆保健局

323

裏面白紙



興行場法

第一條 この法律で「興行場」とは映画、演劇、音楽、スポーツ、演藝又は観世物を公衆に見せ又は聞かせる施設をいう。

第二條 興行場営業とは、都道府県知事の許可を受けて營業として興行場を営むことをいう。

第三條 興行場営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第四條 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を与えないことができる。

第五條 興行場営業を営む者（営業者）は、興行場について、換気、照明、防濕、清潔及び避難に必要な措置その他入場者の衛生、風紀及び安全に必要な措置を講じなければならない。

第六條 前項の措置の基準については、内閣総理大臣及び厚生大臣が合意してこれを定める。

第七條 入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼし、或は虞のある行為をしなければならない。

第八條 営業者又は興行場の管理者は、前項の行為をする者に對して、その行為を制止しなければならない。

第九條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による衛生上必要な措置の実施の状況を検査し、そのことがでたらう。

第十條 都道府県公安委員会又は市町村公安委員会は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は敬言察官若しくは敬言察吏員に、興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による風紀及び安全に必要な措置の実施の状況を検査し、そのことがでたらう。

第十一條 当該吏員又は敬言察官若しくは敬言察吏員が、前二項の規定により立ち入り検査をする場合には、その身分を示す証書を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十二條 都道府県知事は、営業者が第三條第一項の規定に違反した



トキは、第二條第二項の許可を取り消し、又は期間を定め、營業の停止を命ずることが出来る。

都道府県公安委員会又は市町村公安委員会は、營業者が第三條第一項の規定による風紀及び安全に必要な措置を講じないトキは、都道府県知事に對して、前項に規定する処分を請求することが出来る。

第七條 都道府県知事が前條第二項の処分をしようトキは、当該營業者又はその代理人の出頭を求め、公衆による聽聞を行わなければならない。都道府県知事は、前條第二項の規定による処分の原因と認められる違反行為並びに聽聞の期日及び場所を期日の一週間前までに、当該營業者に通知しなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第二條第二項の規定に違反した者

二 第六條第二項の規定による命令に違反した者

第九條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五條第二項の規定による当該吏員又は同條第二項の規定による警察官若しくは警官、官吏の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十條 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前三條の違反行為をしたトキは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金又は科料を科する。

第十二條 この法律施行に關して必要な事項は、内閣總理大臣及び厚生大臣が、命令でこれを定める。

附則

第十三條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。



第四條 この法律施行の際現に従前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、興行場営業を営んでゐる者は、第二條第一項の規定による許可を受けたるものとみなす。

第五條 昭和二十三年一月一日からこの法律施行の日までに、新たに興行場営業を営み、この法律施行の際現に興行場営業を営んでゐる者は、この法律施行の日から三月内は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き興行場営業を営むことができる。

第六條 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

第七條 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたるものとみなす。